

報告第5号

平成25年度北本市一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の  
報告について

平成25年度北本市一般会計予算事故繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日

北本市長 石津賢治



平成25年度 北本市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			
				支出済額	支出未済額				国県支出金	未収入特定財源		一般財源
										起債	その他	
7	商工費	観光ルートのサ イン整備事業 (その2)	9,731,000		9,731,000					8,700,000		1,031,000
	合計		9,731,000		9,731,000		9,731,000			8,700,000		1,031,000



報告第5号参考資料

平成25年度 北本市一般会計予算  
事故繰越し・内訳書（24年度繰越明許→26年度）

市民経済部産業観光課

1 事業名

観光ルートサイン整備事業（その2）

2 事業内容

市内の観光資源を来訪者や地域住民に案内するため、デザイン、スタイルの基本仕様を定め、統一された表記による看板（ルートサイン）を整備する。

3 説明

地図データの収集、加工等が予想以上に困難であり、業者への受け渡しが遅れたことから、看板の作製、現地への設置が予定工程以後にずれこみ、当該年度内の事業完了が困難なため事故繰越しを行う。

（単位：円）

全体事業費	平成25年度 支払額	平成26年度 支払予定額	完了予定 年月日
9,731,000	0	9,731,000	平成26年4月30日

